

# 個人情報保護規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「当法人」という。）が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語を、次のように定義する。

### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### (2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするために有するもの

### (3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

### (4) 保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして政令で定めるもの又は6ヵ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

### (5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (6) 従業者

当法人の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（雇用関係のある正社員のみならず、役員、委員、事務局員、派遣職員、パート職員、アルバイト等を含む。）をいう。

### (7) 利用

当法人内において、事業のために個人情報を用いることをいう。

(8) 提供

当法人以外の者に、当法人の保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

(適用範囲及び個人情報保護管理責任者)

第3条 この規程は、当法人及びその従業者に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、他の事業者と提携した業務を行うことによって当該事業者と共同で個人情報を取り扱うこととなる場合も、当該委託先ないし事業者と個人情報の保護にかかる合意を行うとともに、この規程の目的に従って個人情報の適正な保護を図るものとする。

3 理事長は、個人情報、個人データ、個人情報データベースの管理、利用、提供、その他本規程に基づく事務を取り扱う者を監督する者として、従業者の中から個人情報保護管理責任者を置くことができる。

(適正かつ必要な利用)

第4条 当法人は、個人情報の取得に際してその利用目的を明確に定め、その目的の達成のため必要な限度においてのみ取得し、利用する。

(センシティブ情報の取扱い)

第5条 当法人は、個人情報のうち、以下の情報については取得、利用、提供を行わない。ただし、法令に基づく場合または本人の同意がある場合は、この限りでない。

- ① 思想、信条及び宗教に関する事項
- ② 人種、民族、門地、本籍地（所在地の都道府県に関する情報を除く。）、身体又は精神の障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- ③ 勤労者の団結権に基づく行為、団体交渉、その他団体行動の行為に関する事項
- ④ 集団示威行為への参加、請願権の行使、その他政治的権利の行使に関する事項
- ⑤ 保健医療及び性生活に関する事項

(取得の手続)

第6条 当法人は、個人情報の取得に関し、あらかじめ以下の事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人に同意を得て個人情報を取得する。

- ① 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- ② 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性
- ③ 個人情報を与えることは本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生ずる結果

- ④ 個人情報の開示を要求する権利の存在、当該開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在及び当該権利を行使するための手続
- 2 本人以外から個人情報を取得する場合は、前項①ないし④の事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、法定代理人、その他本人の同意を得ている者から取得する場合、取得によって本人の利益が害されるおそれがない場合は、この限りでない。

(個人情報の移送・送信)

第7条 当法人が個人情報の移送及び送信を行うときは、外部流出等の危険を防止するため、必要かつ適切な方法を講じた上で行う。

(個人情報の利用の原則)

- 第8条 当法人は、個人情報を取得の目的の範囲内で利用する。ただし、以下の場合を除く。
- ① 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の目的達成に必要な範囲内で利用する場合
  - ② 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
  - ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ⑤ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 当法人が、本人に通知した利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合(ただし、前項①ないし⑤に該当する場合を除く)は、第6条1項①ないし④に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、本人の同意を得なければならない。本項に基づく利用をしようとする従業者は、あらかじめ、理事長(個人情報保護管理責任者がある場合には、個人情報保護管理責任者)の承諾を得なければならない。

(個人情報の提供の原則)

- 第9条 当法人は、個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しない。ただし、以下の場合を除く。
- ① 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の目的達成に必要な範囲内で利用する場合
  - ② 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
  - ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき

- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるであつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑥ 個人が特定されない状態にして提供するとき

- 2 本人に通知した提供の範囲を超えて個人情報を提供する場合（ただし、前項①ないし⑥に該当する場合を除く）は、第6条1項①ないし④に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、本人の同意を得なければならない。本項に基づく利用をしようとする従業者は、あらかじめ、理事長（個人情報保護管理責任者がある場合には、個人情報保護管理責任者）の承諾を得なければならない。

（個人情報等の管理の原則）

- 第10条 当法人は、個人情報等（個人情報、個人データ、及び個人情報データベースをいう。以下この条において同じ）は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理し、適切な安全対策を講ずる。
- 2 当法人は、個人情報等が保存されている端末にはパスワードを設定し、コンピュータウイルス対策その他の漏洩対策を適切に行う。個人情報が保存されている端末は施錠して保管する。
- 3 当法人における個人情報等の管理は、管理の権限を有する者のみが行い、理事長（個人情報保護管理責任者がある場合には個人情報保護管理責任者）がこれを監督する。

（個人情報に関する本人の権利）

- 第11条 当法人が、本人から自己の個人情報、保有個人データ（以下、この条において「自己の個人情報等」という）について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応ずるものとする。
- 2 当法人が、本人から、自己の個人情報等に誤りがあり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるものとする。
- 3 当法人が、本人から、取得した個人情報等について、個人情報の範囲を明示して取得後に利用又は提供を拒否する意思表示があつた場合には、以後、当該明示された範囲の個人情報は、利用または提供の用に供さない。
- 4 前三項の規定は、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合には、適用しない。

(個人情報消去・廃棄)

第12条 当法人が取得した個人情報で利用目的が終了したものは、合理的な期間内に廃棄する。

(報告義務)

第13条 従業者が、この規程の規定に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した場合、その旨を理事長に報告しなければならない。この場合において、理事長は、違反の事実を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理責任者がいる場合は、前項の「理事長」の文言は「個人情報保護管理責任者」と読み替える。この場合において、報告を受けた個人情報保護管理責任者は、調査の結果及び措置を理事長に遅滞なく報告しなければならない。

(罰則)

第14条 当法人は、この規程の規定に違反した従業者を、定款及び当法人の定める規程により処分することができる。

(苦情等への対応)

第15条 当法人は、個人情報の保護に関して苦情や相談を受け付ける窓口を設置し、個人情報の取得にあたってこれを明示し、具体的な相談に対応するものとする。

附則 令和6年4月5日施行